

平成27年度

国民健康保険税

平成27年度の国民健康保険税を表1のとおり改定しました。

●主な改定内容

- ・固定資産税の状況により算出される資産割を廃止しました。
- ・地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額を引き上げました。

●あなたの健康を支える国保

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが病気やけがで医療機関などにかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、町が保険者となり、費用を公平に負担しながら運営している医療保険制度です。

●国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するためにその年度に見込まれる総医療費などから、国や県などの負担分(補助金など)を差し引いた残りの費用を、各世帯単位で負担していただくことになっています。

加入者の皆さんから負担し

ていただく国保税が、重要な財源となっていますので、忘れずに納付しましょう。

なお納税通知書は7月中旬に世帯主の方へ送付されますので、各期別の納期限(表2)内に納付をお願いします。

●税務課

☎ 7216932

●町民生活課

☎ 7216933

■表1. 平成27年度国民健康保険税税率

区分	医療分				
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
平成26年度	6.10%	15.00%	20,900円	22,400円	51万円
平成27年度	6.90%	0.00%	20,900円	22,400円	52万円
比較	0.80%	△15.00%	0円	0円	1万円

区分	後期高齢者支援金分				
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
平成26年度	1.90%	6.00%	7,000円	6,800円	16万円
平成27年度	2.30%	0.00%	7,000円	6,800円	17万円
比較	0.40%	△6.00%	0円	0円	1万円

区分	介護分				
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
平成26年度	1.77%	5.00%	8,900円	6,400円	14万円
平成27年度	2.10%	0.00%	8,900円	6,400円	16万円
比較	0.33%	△5.00%	0円	0円	2万円

■表2. 平成27年度国民健康保険税納期一覧

期別	納期限
1期	7月31日(金)
2期	8月31日(月)
3期	9月30日(水)
4期	11月2日(月)
5期	11月30日(月)
6期	12月25日(金)
7期	平成28年2月1日(月)
8期	2月29日(月)

《表1の見方》

- ▷医療分…加入するすべての世帯に課税されます。
- ▷後期高齢者支援金分…加入するすべての世帯に課税されます。
- ▷介護分…40歳から64歳までの被保険者がいる世帯に課税されます。
- ▷所得割…前年度の総所得に応じた割合で算出される額です。
- ▷資産割…資産(土地や家屋などの固定資産税)に応じた割合で算出される額です。
- ▷均等割…世帯の加入者の人数に応じて算出される額です。
- ▷平等割…加入するすべての世帯に同額で割り当てられる額です。



1_ご協力いただいた矢大臣を愛する会の皆さん
2_早朝から登山者のために登山道を整備

登山者のために

矢大臣山の山頂を整備

矢大臣山を愛する会(吉田今朝義会長)の皆さん42人の協力による矢大臣山の山頂整備が6月21日に行われました。

この活動は、小野町の最高峰「矢大臣山」を整備し、登山者の皆さんに気持ちよく登山を楽しんでもらおうと毎年行われているものです。当日早朝から作業された皆さんに、紙上より厚く御礼申し上げます。